

2003年度の経過報告

1 はじめに

船橋市の学童保育が公設公営に移行し、5年目を迎えています。市内55全小学校区に放課後ルームが設置され、入所児童数も2,562人(今年4月)とこの4年間で、2倍を超えました。この1年間の船橋市の学童保育運動は、昨年までの運動を引き継ぎ、発展の条件を拡大した1年といえるのではないのでしょうか。とりわけ、要求面で前進がありました。

(1) 要求の前進・運動の前進

昨年夏に増設を実現した八栄小、宮本小ルームに続いて、今年度6ルームの増設が予定されていること。引き続き来年度以降に増設が計画されて、抜本的な待機児童解消の方向に踏み出したこと。

ルームの行事に父母が参加できることになり、創意工夫を凝らした行事が始まっているルームがあること。

この間要求してきたルームの開所時間の延長が今年度から実現したこと。

運動の前進としては、第3回がくどうまつりが、約1000人の参加で成功をおさめるとともに、「ランドセルゆれて」の上映運動も成功したこと。

(2) 今後早急に改善が求められている事項

しかし、ルームが一層拡充されるために、早急に実現しなければならない課題も多く、新しい問題が発生していることも事実です。具体的には、

切実な要求として、4年生以上が入所できるようにすること。(当面の緊急措置を含めて)

指導員の勤務労働条件で、低い賃金がさらに削減され、やりがいを持っているにもかかわらず、生活できず退職を余儀なくされる指導員が多く、保育水準の維持向上を妨げる要因になっていること。

新しい問題点として、職員の配置基準が事実上悪くなっていることです。

これは、入所児童の増加や開所時間の延長に伴って、基本方針にある「指導員は、児童の定員40人に対して3人配置する」という配置基準が崩され、保育体制に問題が生じる恐れがあります。

(3) 上記事項を改善するために、今までの運動を継続的に進めるとともに、今後重点的に取り組むこととして、

定例会や「がくどうほいくふなばし」、ホームページなどで、父母会の交流を活発に

行い、父母の要求を積極的に取り上げることを通じて、単位父母会の活動の活性化と市連協の組織強化を図ることです。

来年度はこれらの運動に力点を置き、各父母会の運動・市連協の運動を活発に展開していきましょう。

付属資料

< 千葉県学童保育連絡協議会 定期総会議案より抜粋 >	19
< 船橋市保育問題協議会 議案より抜粋 >	22

2 船橋市に対してルーム拡充の運動を行いましょ

(1) 待機児童を出さないためにはルームの増設がどうしても必要です

市連協ではこの間、増設について特に力を入れてきました。その結果、2002年4月の時点ではまったく増設を考えていなかった市当局を徐々に変えさせ、15年度2ルームを増設させ、16年度も6ルーム増設が予定されています。

今年度の具体的な取り組みとしては、03年11月市児童育成課との懇談や1月17日に増設の交流会を開催しました。交流会では、この間増設運動を取り組んできた、宮本・八栄・葛飾・習志野第一の父母から報告を受け、市連協のこの間の取り組みと当局の方針の変化について報告しました。資料をホームページに掲載し常時見れるようにしました。

父母会でも、葛飾、習志野第一、法典、小栗原の4父母会で要望書を提出し、葛飾、法典は児童育成課との懇談を行いました。今後も各父母会でも対応することが重要です。

今年4月は、16ルーム148人が入所できませんでした。3年生以下は、7ルーム69人で、3年生以下でも入所できないルームが増加しています。市連協では3月10日に緊急要望書を提出し、懇談しました。市は入所できない児童に対しては、近隣ルームを紹介するなど市連協の要望を取り入れています。

	ルーム数・人数	不許可ルーム
3年生以下	7ルーム69人	葛飾、小栗原、法典、塚田、飯山満、芝山東、三山
4年生以上	16ルーム148人	上記7ルーム 峰台、西海神、海神南、八木が谷、法典東、行田東、中野木、習志野台第一、古和釜

また、子育て支援計画策定について11月19日に要望書を提出、市民と語る会に参加して増設問題や4年生以上の入所を含めて、意見を述べました。

(2) 4年生以上の児童が入所できるために、当面の緊急措置と条例改正を求めます

今年も4年生以上で入所できなかった児童が148人でした。これを解決するためには、条例改正がどうしても必要です。市連協では、市への重点要望として位置づけてきました。

懇談の中で、条例の改正、夏休み、春休みなど長期休暇中の入所について要望しました。児童育成課は、夏休みについて対応を検討するとの回答がありました。その後の懇談の時、「むずかしい」との回答がありました。引き続きねばり強く要望するとともに、増設を進めることが重要です。

(3) 父母・指導員・船橋市の協力体制をつくる問題

子どもたちの安定的な生活を保障するために、保護者、指導員、市行政が協力しあうことは不可欠な課題です。市は昨年度から、ルームの行事に父母が参加できるようになりました。各ルームでは様々な工夫を凝らして、行事が行われるようになりましたが、初年度ということもあり、父母が参加する行事が組めなかったルームもありました。今後とも父母の要望を指導員に伝え、参加しやすい行事を開催してもらうなどの取り組みが必要です。

第3回がくどうまつりでは、学校側から快く協力いただき、はじめて小学校を会場に開催することができました。また市で後援いただき、チラシを全ルームで配布等してもらうなどの協力をいただきました。

(4) 指導員の安定した配置と安心して働ける待遇の改善

1. 劣悪な労働条件

55カ所の放課後ルームには約300人の指導員が働いています。全員が非常勤職員、臨時職員という身分で、常勤職員はいません。児童ホーム園長(常勤職員)がルームの園長を兼ねていますが、放課後ルームの現場にいる訳ではないので、実情がなかなかつかめません。

指導員の労働条件は以下の通りです。

	身 分	勤務時間	時 給	備 考
ルーム指導員	非常勤	6時間×5日/週	1310円	試験資格 保育士、教員免許等 採用は競争試験
補助指導員	臨 時	5時間×5日/週	900円	採用は選考
パート指導員	”	5時間×4日/週	900円	採用は選考 ルーム指導員の週休日に勤務(火木金土)
三季パート指導員	”	5時間×5日/週	900円	採用は選考 夏冬春休みの一日開設日に勤務

臨時職員は、雇用期間を1年間未満としているため、「6ヶ月雇用」を2回繰り返した後、「2週間」の待機期間を置いている。(3月末に全員の雇用期間を切るため、採用期間が6ヶ月に満たない場合もある)

「短期雇用」という理由で定期昇給制度や一時金制度、退職金制度などはなく、年収は約120～200万円程度となります。このように勤務時間の割に常勤職員との待遇面における格差が著しく大きくなっています。また、「人事院勧告」がマイナスとなっていることで、この間減給が続いています。

実際、指導員の中には「他の仕事に就くまでのつなぎ」として考える方もいます。公設開始初年度に採用された指導員のうち、この4年間で54人が退職しました(率にすると40%)。指導員(非常勤職員)が不足することで、年度途中の異動(配置換え)も発生しています。

指導員の入れ替わりが激しい現状の中で、子どもたちから「先生はいつまでいるの?」と言われる場面も出ています。学童保育の生活内容を安定的なものにするために、指導員が長く働ける条件を確立することは避けて通れない課題です。

2. 開設時間の延長、大規模化、職員の配置基準

今年度より開設時間が延長されましたが、指導員の勤務時間を変えなかったために、平日に「ズレ勤務」が避けられなくなり、夏休みなどの学校休業日に指導員と一緒に勤務する時間帯がさらに少なくなりました。「打ち合わせ」や、「引き継ぎ」がこれまで以上にやりにくくなりました。担当課は「保育園などとくらべて、放課後ルームは子どものいない時間が多いのだから、その中での打ち合わせは十分可能である」と明言していますが、現場ではやりにくくなったという声は多く出ています。

<勤務シフトモデル> 非常勤2名体制のルームで週休日(非常勤職員1名が出勤)の場合
平日(週休日)

今年度必要な指導員（非常勤職員）の確保ができなかったため、昨年度より少ない人員でスタートせざるを得ませんでした。このため、「加配制度」（多少ゆとりを持って配置し、ルーム間で応援しあう体制）も、昨年度20カ所から5カ所（湊町、行田東、薬園台南、高郷、小室）に激減しました。

一方、希望者の増大によって、「定員オーバー」「大規模化」のルームが増えおり、大規模ルームでの「生活づくり」は指導員の大きな悩みです。安心した内用を持つ「生活づくり」のためには、構成する子どもたち全員を視野に入れた関わりが求められるため、指導員を増員するだけでは根本的な解決にはなり得ません。上記した「ズレ勤務」の拡大、職員の削減の中で、指導員の負担が大きくなっています。

<04年度配置基準>

	50人以下		51～60人	61～70人	71～80人	81～90人	91人以上
非常勤	2	3	3	4	4	5	5
補助	1		1		1		1
パート	1	1	1	1	1	1	1
合計	4	4	5	5	6	6	7

- 1) 加配ルーム（湊町、行田東、薬園台南、高郷、小室）は、「非常勤3人・パート指導員1人」＋補助指導員1名の配置。
- 2) 非常勤2名のルームは、おおむね児童数35名以下のルームになっている。
- 3) 障害を持つ児童の受け入れの場合、3名につき1名の補助指導員を配置している（障害の程度により多少の違いあり）。

3. 組合のとりくみ

組合ではアンケートなどで全指導員の声を集めながら、交渉を進めてきました。

今年度は「病休制度の新設」「時間単位で有休休暇がとれることになったこと」など前進がありました。また、04年度を暫定措置とし、抜本的な指導員の配置基準に向けて交渉していくことを確認しています。

「指導員問題」の背景には、「財政健全化プラン」など市の施策動向があります。放課後ルームの現状だけでなく、こうした動きにも注意を払いながらとりくみをすすめることが必要になっています。

「指導員が安心して働ける条件」「子どもたちが安心して生活できる環境」の実現をめざしてとりくんでいきます。

(5) 法典西移転問題

法典西小放課後ルームの移転問題については、昨年に引き続き役員会に法典西小対策委員会を設置し、ルームの父母と連携しながら取り組みました。1月の児童育成課長との懇談での「16年度の予算に乗せて移転できるように努力する。」という回答を実現するため、7月3日児童育成課長との懇談を行い、16年度に予算計上することを改めて確認しました。また、市連協は、船橋市保育問題協議会の市長に対する統一要望書(8月26日提出)の要望項目とし、10月10日回答を得ました。

9月市議会の市の答弁でルームの増設の方向が明確になる中で、法典西小ルームの16年度の移転が難しい状況であることが明らかになり、地域の市議会議員の紹介を得て11月25日に市長との懇談を実施しました。その中で市長は「スタート時の経緯で学校の理解が得られず、民間施設となった。相当距離があることは承知しているが、待機児童がいるところの増設を先にと考えている。予算も限られており、来年度は増設分の予算とし、法典西小は1年遅らす。」と増設を優先することを表明し、16年度予算への計上は見送られました。

今年になって、法典西小ルームの父母会として4月27日に児童育成課長との懇談を行い、改めて17年度での移転を要望しました。その中で、児童育成課長は「来年度に移転するという動きで動いている。」と回答しており、移転の早期実現に向けねばり強く市に働きかけていく必要があります。

2 2003年の市連協の船橋市に対する要望項目について

8月26日に、船橋市保育問題協議会の団体といっしょに市に要望書を提出しました。市連協は、6月の定期総会に第1次案を提案し、定例会での討議をへて、17項目の要望書を提出しました。その後、10月10日に各担当課が出席し、回答内容について質疑応答の時間がもたれました。

11月27日に各父母会からの参加者を含めて15人で、17項目についての懇談を児童

育成課長と行いました。入所・増設問題と4年生以上の入所問題がかなり切実だったため、この内容を中心に、積み残した部分は12月19日に役員で再度児童育成課と懇談しました。懇談結果は、*がくどうほいくふなばし第5号*に掲載

また市保問協としては、12月22日に、市長代行としての助役との懇談が行われました。昨年より懇談の時期が早まり、私たちの要望が市に反映されやすくなりました。市連協では、増設問題を中心に父母の要望を伝え、早急に増設を行いよう訴えました。

3 要望の実現をめざして国・県・市への働きかけを強めよう

2003年6月、2004年度予算作成にあたっての国会議員要請行動に全国学童保育連絡協議会に結集し参加しました。要請のポイント4項目でした。

学童保育が法制化されたことの主旨と意義を明確にし、新エンゼルプラン、男女共同参画社会づくりの重点施策として政府が強力に推進していることを地方自治体および関係機関等に周知徹底してください

学童保育の役割が果たせるものとなるよう放課後児童健全育成事業の改善・拡充を図ってください。

学童保育の法制度を私たちが作成した「私たちの求める学童保育の設置・運営基準」の内容に沿ったものに改善してください。

学童保育の拡充を図るために関係省庁との連携を強めてください。

また千葉県には、新年度予算要望を提出にあたり要望説明会を千葉保育センターで設定し、担当課と懇談をしました。後日文書で回答がありました。回答内容に特筆できるものはなく、教育や福祉の財源の大幅増額で、県が積極的に市町村を指導援助できるような働きかけを作り上げることが求められます。

保育改善署名についても取り組みましたが、今年度は単独で取り組んだため、十分な集約が得られませんでした。来年度の署名は取り組む意義を明らかにして行うことが必要です。

4 父母会活動と市連協活動を大に行おう

(1) がくどうまつりを今年も大きく成功させよう

第3回「がくどうまつり」は、昨年に続き今年も船橋市の後援を得て、秋晴れの下、10月19日(日)会場を海神小学校で開催されました。

「がくどうまつり」は、現在の放課後ルームが民設民営であった「学童保育クラブ」で、

伝承あそびや各クラブの父母会が「学童まつり」をもとに、船橋市の学童保育関係者が一堂に集まり、交流できる場として、子どもと父母、指導員が楽しく参加でき、また、まつりを通して学童保育の仲間の輪と連携を強める目的で企画されました。

参加者は、こども、大人あわせて約 1,000 人が参加しました。

まつりの様子は、特集「がくどうほいくふなばし 4」(資料一覧)とホームページがくどうまつりコーナーで報告しました。

まつりは、基本的には前回は踏襲して、一部コーナーを変更しました。新設のガリガリとんぼやトカゲ釣りなど、たくさんの遊びコーナーに大勢の子供たちでにぎわっていました。ルームの子供たちによる合唱バンドのミニコンサートもあり、大盛況となりました。

まつりが成功した理由は、全放課後ルームと保育園にチラシを配布できた。次回も実施して欲しいという要望が寄せられていたこと。手づくりのまつりであること。

当初は今まで開催した天沼公園を優先的に予約することができず心配されましたが、海神小学校のご協力をいただいて開催できたことは、がくどうまつりに新しい可能性を開くことができました。成功できたのは、参加父母会、児童育成課、海神小学校、指導員、旧指導員、地域の方、まつりの要員の方、実行委員のご協力の賜ものと思います。

また各父母会も模擬店を出店しコーナーを受け持つことにより、父母会活動の活性化につながっています。

(2) 全てのルームに父母会を。多面的な活動を繰り広げよう

公設公営によって施設は改善され、遊び道具など充実してきていますが、保育の内容は各ルームで、千差万別です。

この保育の内容を高めるためには、父母会の存在と指導員との連携は不可欠です。その点で、ルーム主催の行事に父母が参加できるようになったことは父母と指導員との連携をよくしていく上で大きな前進でした。今後は内容を充実させるとともに、もう一歩進んだ協力関係が築けるよう工夫していく必要があります。

市連協では、定例会と「がくどうほいくふなばし」ホームページを通じて、船橋市全体の学童保育の情報をできる限り伝達し、要望を集約し、父母の皆さんと共に、市との対話にも努めてきました。定例会では各ルームや父母会の活動などの交流を進めました。特に長期休暇の弁当注文については、父母の切実な要求にマッチし、広がりました。今後は、父母会にすぐに役立つことも含めて、父母会行事や父母が参加するルーム行事などの交流を一層重視していくことが求められています。

またがくどうほいくふなばしの毎月発行をめざし、7号発行することができました。来年度は毎月発行をめざすとともに、紙面の内容としては、父母会の活動交流のコーナーと、定例会の内容、を充実させていきます。

今年度新規加入はありませんでしたが、加入していない父母会や個人が定例会に参加する

など、加入の足がかりを築きました。

(3) 学習・交流活動

(1) 全国学童保育研究集会

2003年11月1～2日栃木県宇都宮市で開催されました。船橋市から父母の参加は出来ませんでした。取り組みの仕方や費用負担について多くの参加が得られるよう工夫する必要があります。

(2) 千葉県学童保育研究集会

3月21日(日) 第28回千葉県学童保育研究集会が柏市の麗澤大学で開催され、9人が参加しました。

(3) 船橋市保育問題協議会(保問協)「輝け船橋の子どもたち」

学童保育を守り、広げるために保問協に1名の役員を派遣しました。加盟団体の情報交換及び保育・福祉・教育などについて国・県の施策や船橋市の行政について検討・学習しました。とりわけ船橋市の行政改革プランが発表される中、船橋市の財政や「財政健全化プラン」や国の指定管理者制度の学習会を行いました。また、保問協として公立保育園の民間委託反対の取り組みを行うとともに3月に結成された「公立保育園大好きネットワーク」に参加し、公立保育園の民間委託反対の運動に多くの団体とともに取り組んでいくこととしました。

署名は、「子どもの権利最優先の保育・学童保育施策を求める」誓願署名に取り組み、統一宣伝行動を12月13日に4団体17名の参加で、JR船橋駅北口で行いました。また、市に対しては、8月26日に統一要望書を提出しました。市連協としては、昨年の総会で確認した17項目の要望を行いました。文書回答の説明会を10月10日に実現しました。市長との懇談は今年度も実現できませんでしたが、市長代行としての助役との懇談を12月22日に実施しました。

第12回「輝け船橋の子どもたち」を2月1日船橋市勤労市民センターで行いました。今年度も「放課後ルームの毎日」というテーマで学童保育の分科会を設けました。19名の参加で学童保育の交流をしました。来年度は新入生を対象に取り組むことになりました。

また実行委員会を結成し、「ランドセルゆれて」の上映運動に取り組みました。10月26日に試写会を行い、11月30日当日は350人が参加。短期間の取り組みでしたが、学童保育での子どもたちや親の様子を描いた映画の魅力と実行委員の奮闘で大成功を収めました。

(4) 月刊誌「日本の学童ほいく」誌を全父母に広げよう

(5) 市連協の活動を支える財政を確立しよう

会費納入数は、ほぼ予算で見込んだ数を確保することができました。事業活動では、がくどうまつりと「ランドセルゆれて」の上映運動などで、繰入金を最小限にとどめるなど、昨年度に比べ財政的に改善されました。今後は、父母会の加入を展望しながら、本格的に個人会員・賛助会員の加入促進を進める必要があります。

(6) 新役員体制を確立し、市連協の活動を前進させよう

役員体制を確立するとともに、毎月1回定例会と役員会を開催し、ホームページを充実させ、「がくどうほいくふなばし」を発行してきました。

2004年度の活動方針(案)

1 ルームの増設と保育内容の充実を求め運動を進めましょう

(1) 父母と父母会の運動でルームの拡充に取り組んでいきます

市は放課後ルームの計画的な増設を進めようとしていますが、この原動力となったのは、増設を求める父母や父母会の精力的な運動であったといえます。市連協は、前年度に引き続き「増設を進める交流会」を開催し、父母会での運動の経験交流を行い、さらなる運動の前進を図っていきます。また、交流会での討議資料をまとめホームページに掲載し、各父母会での話し合いにも役立てていきます。

増設の形態が、空教室の活用やプレハブの新設による第2ルームとなるもの、現ルームの増設、図書室等との共用など様々な方法となっており、ルームによって保育水準に大きな較差が生まれています。当該ルームの父母や父母会と共に問題点を把握し、第2ルームによる運営上の問題点や最低限必要な設備等について検討を行い、市に対し要望していきます。

大規模ルームは問題が多いため、適正規模について話し合いを進めます。

八栄・宮本に続き、葛飾や法典での父母の運動により増設を勝ち取った教訓に基づいて、ルーム拡充のために、あらゆる機会を通じて、粘り強く市に要望していきます。

また、増設が図られないため多くの待機児童がでる事態が予測される場合は、緊急の対策を求めて申入れも行っていきます。

増設が必要なルームで父母会が結成されていないルームでは、保育園父母会連絡会などと共同し、父母との懇談を通じて、父母会結成を進めます。

(2) 4年生以上の児童が入所できるために、当面の緊急措置と条例改正を求めます

子育て支援計画策定に伴い実施された調査（平成14年度）では、小学校6年生までに延長を望む父母が53.7%に上っており、こうした結果を踏まえ、市に対し4年生以上も対象とする条例改正を求めていきます。

市に対し引き続きニーズ調査を行うよう求めていきます。

入所している3年生以上の児童に対して、次年度のルーム入所申込書が配布されるよう求めていきます。

上記の要望とあわせ、緊急の措置として特に要望の強い長期休暇中の入所を求めていきます。

(3) 父母・指導員・船橋市の協力体制をつくる問題

指導員と連絡を密にして、なんでも気軽に話し合える関係を築きます。

昨年度から実施されている父母も参加できる行事がより良いものになるよう、指導員とよく話し合います。

引き続き学童まつりの後援、チラシの配布が実施できるように市に働きかけます。

保護者会には誘い合って出席するよう働きかけます。

(4) 指導員の安定した配置と安心して働ける待遇の改善

保育内容の充実には指導員が安心して働ける環境をつくることも重要です。そのために指導員の労働組合との連携をたもち、一致できる点は協力していきます。

ア、指導員が安定的に働ける労働条件を求めます。

イ、生活づくりが充実するために研修を求めます。

試行実施されている指導員の配置、今年度から実施された開設時間延長によって、どんな問題があるのか実態を把握し、保育内容に係る問題があれば市に改善を要望します。

非常勤職員の年度途中の退職に伴う補充が速やかに行われるよう、補欠合格制度の導入等制度の改善を要望していきます。

保育内容の低下が懸念され、指導員にとっても高負担となる大規模ルームの解消をめざします。

(5) 法典西移転問題

法典西小放課後ルームの移転問題については、法典西小ルームが学校内あるいは学校付近に開設されてこそ全小学校区に開設されたことになるという立場でこの問題の解決にあたっていきます。引き続き役員会に対策委員会を設置し、父母会と連携して地域ぐるみの運動として取り組み、早期に移転が実現できるように市へ働きかけを行います。

2 2004年の市連協の船橋市に対する要望項目について

2004年度要望書(案)

放課後ルームが公設公営となり5年目を迎えました。この間放課後ルーム事業の発展にご尽力いただき、心からお礼申し上げます。今後も公設公営での放課後ルームの維持と放課後ルームが全児童対策事業と併用しなようお願い致します。

昨年度は、6ルームの増設を決定して頂きました。しかし、なお待機児童も多く、定員オーバーするルームが19ルームに増えました。今後は待機児童を絶対ださない措置をとってください。そのため次の点を要望します。

- a) 今年4月に定員超え入所となった19ルーム待機児童177名(増設計画のある6ルームを含む)について早急に増設計画を策定し、増設してください。
- b) 増設にあたっては、学区内に新設することも含め、当該ルーム父母・父母会の意見を十分聞いて進めてください。
- c) 大規模ルームが増えています。40名を超える大規模ルームは順次分割・増設して適正規模にしてください。

障害をもつ児童を受け入れているルームでは、現在の指導員配置基準では、必ずしも対応出来ているとは思えません。ルームでの業況を調査し条件整備を行ってください。

4年生以上の放課後ルームへの入所を希望する児童が増えています(今年度は377人)。そのため次の点を要望します。

- a) 「4年生以上の児童も積極的に受け入れるよう配慮されたい」(2001年12月20日の厚生労働省課長通知〔雇児育発第114号〕)との通知に基づいて、4年生以上の児童を積極的に受け入れてください。
- b) 厚生労働省は「登録されなかった児童数」を把握して「利用したい児童全てが利用できるよう整備する」ことを方針として打ち出しています。4年生以上の児童についても入所募集し、希望者数を考慮したルームの増設を行ってください。
- c) 市の放課後ルーム条例を改正して、6年生までを対象児童としてください。
- d) 春休み、夏休みには4年生以上も定員の120%枠で入所出来るようにしてください。
- e) 入所している児童の継続申し込みは、郵送以外に各ルームでも受け付ける様にしてください。また、3年生以上にも翌年度の入所申込書を配布してください。

法典西小学校の子供たちが通いやすい場所に、法典西放課後ルームを設置して下さい。この問題は平成16年度中に解決の方向を明示してください。それが出来るまでの間、法典西小学校内に一時待機場所を設置してください。

市策定の非常時の連絡体制、避難計画を文書化して父母にも手交し説明して下さい。(例えば、台風・震災・子どものけが等)

昨今、児童に対する暴力行為が増加するなか、避難口が一つしかないルームについては、早急に対策をしてください。また、各ルームに非常時用にサイレンなど近隣に通報できる機材を設置してください。さらにルームからの緊急通報が、一斉に関係機関(市・警察・消防・警備会社)に流れるシステムを随時導入してください。

指導員研修に緊急救命手当の講習と他に病気(けいれん、ぜん息等)の処置方法の講習も行ってください。

入所児童数が増えています。設備・備品・遊具・本・消耗品などの予算を増やしてください。

おやつは学校の栄養士の意見も十分聞いて決めてください。どこまで手を加えてよいかのガイドラインとそのメニューを例示し、指導員にも徹底してください。ルームによるおやつ工夫の差も著しくあり、指導員間の情報交換も行して下さい。

放課後の児童健全育成を目的とした事業である放課後ルームは、指導員及び父母の協力によって成り立ちます。よって以下の事項を徹底させて下さい。

- a) ルームでの子供たちの生活状況の報告として保護者懇談会の開催。(最低4半期ごとに)
- b) ルーム行事を父母も参加出来るような条件で(土曜日など)実施出来るよう行ってください。
- c) ルームの円滑な活動を支えるために学校で言うPTAと同様な関係を父母と指導員との間に構築するようにして下さい。それに伴い父母会の設立に積極的に協力してください。
- d) 父母会組織を公民館のサークル扱いにし、父母会会場を無料で提供してください。

放課後ルームにとって指導員の役割は大変重要です。

- a) 「基本方針」に定めている、「放課後児童指導員(注:非常勤一般職)は、児童の定員40人に対して3人配置する」を守ってください。
- b) 児童数が40人をこえるルームは、児童数に比例して(児童13人に指導員1人の割合で)放課後児童指導員(非常勤一般職)を配置してください。特に障害児を受け入れるルームにおいては、なお一層の配慮をして下さい。
- c) 年度途中で放課後児童指導員(非常勤一般職)に欠員が生じた場合も、補欠合格者(採用待機者)から順次採用するなど、非常勤一般職と同等の資格者が補充されるような採用方法にしてください。

ルームでの格差をなくすため、指導員研修会に指導員情報交換の場を築いて下さい。

昨年度も多くのご指導員が退職しています。これは重大な問題と考えています。子どもたちが安心して放課後ルームに通うためには、指導員が継続して働けることがどうしても必要です。指導員の賃金・労働条件、身分保障について抜本的な改善をはかってください。

一度に複数の指導員が異動するようなことは、原則としてやめてください。

公設公営に移行にあたり職を失った前指導員に対し、引き続き市の職のあっせんをしてください。

3 要望の実現をめざして国・県・市への働きかけを強めよう

国・県への要望は全国学童保育連絡協議会（全国連協）および千葉県学童保育連絡協議会（県連協）と協力してその実現を目指します。そのために全国と千葉県で行なう署名、要請行動にも積極的に取り組みます。

4 父母会活動と市連協活動を大に行おう

（１）がくどうまつりを今年も大きく成功させよう

船橋市の学童保育関係者が一堂に集まり、交流できる場として、子どもと父母、指導員が楽しく参加できる「がくどうまつり」を開催いたします。

また、まつりを通して学童保育の仲間の輪と連携を強めるため、各父母会が参加する実行委員会を組織し会員相互が共同して、子どもが楽しく参加できる企画を検討します。

これまでと同様に船橋市に後援を依頼して、全ルームと保育園にチラシが配布できるようにします。

加盟父母会、指導員はもとより、未加盟の父母会や父母、指導員への参加を広く呼びかけます。

（２）全てのルームに父母会を。多面的な活動を繰り広げよう

未加入父母会も含めて、定例会への参加を広く呼びかけます。

定例会では情報の共有と要望の集約を行い、その結果を積極的に行政と交渉します。

各父母会の交流を重視します。特に1月の定例会を「増設を進める交流会」と位置づけて、増設問題に絞って交流を進めます。

市連協未加入の父母会に、市連協加入を積極的に呼びかけます。また父母会のないルームには個人会員での加入を働きかけます。

「がくどうほいくふなばし」の紙面で、各ルームの父母会活動を広く知らせると共に、父母会のないルームについても、「がくどうほいくふなばし」が配布できるよう工夫します。ホームページを利用した広報・宣伝活動も進めます。

保育園父母会連絡会など子育てに関わる団体との連携を密にし、学童保育関連の情報の集約、伝達に努力します。

（３）学習・交流活動

全国学童保育研究集会

今年は10月23日～24日に大阪市で開催されます。多数の参加で成功させ、交流を深めましょう。

県連協と千葉県学童保育研究集会

県連協との連携を引き続き強めます。千葉県学童保育研究集会（日程未定、例年は2月に開催）成功のために活動します。

船橋市保育問題協議会（市保問協）・「輝け船橋の子どもたち」

今年度も市保問協に引続き役員を派遣し、行政への要望活動・署名行動、「輝け船橋の子どもたち」に取り組んでいきます。

第13回「輝け船橋の子どもたち保育・教育・市民のつどい」は、2005年2月頃に行われる予定です。実行委員会に参加し、記念講演のテーマや講師の希望を出していきます。学童保育分科会では、新規に放課後ルームに入所する父母の疑問や要望に答える内容を中心に企画し、あわせて参加者の交流も図ることとします。保育園父母会連絡会などと協力し、参加者を広げる取り組みを工夫します。

「公立保育園大好きネットワーク」

公的保育の後退となる公立保育園の民間委託に反対する「公立保育園大好きネットワーク」に参加し運動を進めます。

保育園父母会連絡会との連携した活動

この1年間の活動を基本に、今後一層保育園父母会との共同を重視する必要があります。今後の具体的な取り組みとしては、

ア、保育園の卒園児への働きかけ

・「がくどうまつり」のピラを配布し招待します。民間保育園にも、対象父母にピラの配布をお願いします。

・12月にアンケートを行います。また、放課後ルームや父母会活動を紹介するピラを作成します。

・各父母会で対応する保育園父母会に、ルームや父母会を紹介する機会を設けるよう依頼します。

イ、保育園父母会連絡会との交流を進め、定例会で訴えるなど、共同を一層進めます。

（4）月刊誌「日本の学童ほいく」誌を全父母に広げよう

市連協の定例会で、「日本の学童ほいく誌」を使ってミニ学習会を行います。各父母会でも、ミニ学習会を計画しましょう。

各父母会単位で30%以上の普及を目指しましょう。

ルームや父母会の様子を投稿するなど、紙面作りに積極的に参加しましょう。

(5) 市連協の活動を支える財政を確立しよう

市連協会費について

今年度も父母会加入世帯数での納入を基本に、各父母会の実情に応じ、会費納入をお願いします。

会員の拡大

市連協の財政の確立には、会員数の拡大が必須です。そのために、定例会への参加の呼びかけや「がくどうほいくふなばし」の配布の拡大を進めたり、ルーム増設運動を行いながら、父母会の結成の援助や、未加入父母会への呼びかけを積極的に進めます。

賛助会員の拡大

昨年度からスタートさせた保護者OB、指導員OBの方を対象とする賛助会員の拡大に引き続き取り組みます。賛助会員の会費は年3,000円以上とします。

事業活動

『がくどうまつり』での事業活動を行います。

経費の削減

引き続き収入に見合った支出に収まるよう注意し、単年度で赤字を出さないことを原則とします。ただし、運転資金が不足する場合は、事務所移転積立金より借用します。

(6) 新役員体制を確立し、市連協の活動を前進させよう

定例会開催が活動の基本

昨年度に続いて、月1回の定例会と役員会を開催し活動を進めます。定例会では、各ルームの交流を重視します。

「がくどうほいくふなばし」と市連協ホームページで広く活動を交流しよう

ア、「がくどうほいくふなばし」の毎月発行をめざします。「ほのぼの保育報告」や各父母会のコーナーを充実させます。

イ、ホームページは、ニュースや増設の運動に役立つ資料なども掲載し、会員間の情報交換にたいへん役立ってきました。引き続き掲載内容の充実に努力します。

役員を選出について

ア、役員選出にあたっての基本的な考え方

・父母会のないルームに父母会を作り、父母間の交流を図り、保育内容を向上させるな

ど、全市的視野に立って運動を進めるためのしっかりとした役員体制を確立する必要があります。

・全父母会から役員を出すことを基本に、未加入の父母会や父母会のないルームの個人会員や指導員など、現役を運営の中心としつつ、経験や継続性も重視してOBからも選出します。

イ、役員を選出方法

- ・別紙のとおり役員を提案します。
- ・ただし、単位父母会や他団体との調整もあるため、7月・9月・1月の定例会で補充する役員を提案し承認を受けます。
- ・各ルームからぜひ1名は選出いただけるよう検討しましょう。

ウ、今年度の役員体制 全体で25人程度の体制をめざします。

会長	1名	副会長	3名	
事務局長	1名	事務局次長	2名	事務局員 若干名
幹事	10名程度	(学習広報部、がくどうまつり担当、父母会担当、日本の学 童保育誌、県連協担当、市保問協担当)		
会計	1名	会計監査	2名	

付属資料

< 千葉県学童保育連絡協議会 定期総会議案より抜粋 >

2. はじめに

(1) 学童保育のいま

学童保育が法制化され6年目を迎え、学童保育の必要性が社会的にも認められ、学童保育を求める保護者も広がっています。2003年5月1日現在全国には2,320市町村に13,797ヶ所で開設されています。(小学校数の58.0%)しかし、保育園室園児の半数程度しか入所できないのが実情です。

とりわけ深刻化する課題は、定員のある学童保育で起きている「待機児問題」や定員そのもの大規模化と定員のない学童保育所での大規模化問題です。適正な規模の学童保育を必要とする数だけ整備してゆくことが早急に求められます。

また、条件整備の立ち遅れも解消されず、「生活の場」としては問題の多い施設、設備、不安定な雇用や労働条件の中で不安を抱えながら働く指導員、働く親のニーズにあっていない開設日、開設時間、低学年に限定されている入所対象児童、条件整備が進まずに障害児の受け入れが難しい実態、低い助成金のもとで高額な保育料と資金繰りに追われる親の過重負担があります。

特に指導員にかかわる実態は深刻で、公営の場合、圧倒的多数は非常勤や臨時職員・パート職員で、何年働いても低賃金で、勤務体制ではローテーション勤務が増え、勤務時間は、保育準備時間が保障されない午後からの勤務も増えています。数年で雇用止めという自治体もあります。社会保険や退職金制度がない場合がすくなくありません。

さらに、昨年4月から川崎市が学童保育を廃止して「全児童対策事業」を推進しています。東京都品川区なども同様の動きをしています。国が、「放課後児童の受け入れ態勢の整備」という表現で「全児童対策」と学童保育の区別をあいまいにして、文部科学省管轄で「すべての児童の放課後の居場所作り」を推進しようとしていることは、学童保育施策の拡充につながらないばかりか、ますます広がる学童保育の要求を「全児童対策」事業に解消されていく自治体の動きを加速させることに繋がりがかねない内容をはらむものです。

このような国や自治体の動き、考え方は、学童保育の固有の役割はどのような内容で保障され、どんな条件整備や内容が必要なのかという点でまだまだ理解と合意が得られていないことこのあらわれであり、また国の社会保障、社会福祉や保育に対する考え方、自治体の財

政抑制策にも大きく影響されていると考えられます。

「働く親を持つ子どもには学童保育を」という社会的な合意を創りながら、私たちの願いに応える学童保育を作り上げること、それを保障する国と自治体の制度、施策をつくってゆくための私たちの運動が求められています。

(2) 働く親と子どもたちの実態

最近の政府の経済状況の発表では「景気は上向き」とされていますが、働くものの実感とはあまりにもかけ離れた感があります。中小・零細企業だけでなく大企業でも相次ぐ倒産、「合理化」リストラによる配置転換・人員削減・希望退職募集や退職の強要など、状況がより深刻化しています。多くの労働者の所得水準は低下しています。母親の仕事・職場での賃金・昇進での男女差別、短期雇用・パートや派遣労働などの不安定な就労形態など厳しい問題があります。また裁量労働制の職場が拡大(長時間労働やサービス残業の増加)するなど、ますます厳しい業況にあります。また年々単身家庭が増え、特に母子家庭の多くは不安定雇用と低賃金で働いています。こうした中でも「人間らしく働くこと」家庭生活と仕事の両立・男女雇用均等の願いも広がっています。働きながら子育てする親たちの就労と生活環境の悪化は、子どもたちの生活や成長にとって大きな問題をもたらすことになります。

子どもたちは、国連子どもの権利委員会が日本政府に勧告しているように「児童が、高度に競争的な教育制度のストレスにさらされていることおよびその結果として余暇、運動、休息の時間が欠如していることにより発達傷害さらされている」状況にあります。教育の現場では、子どもたちを早い時期から「できる子」「できない子」に選別して競争を強い、「新学力観」に基づく新たな教育競争、教育の民営化につながる学校のスリム化、教員の管理統制・学校選択制の導入(松戸市など)など、管理主義、競争主義をいっそう強めています。低学年から授業が成立しない、行動の「荒れ」、「学級崩壊」なども深刻な社会問題となっています。また「メディア漬け」の子どもたちは絶えず消費刺激をあおられて、子ども時代に必要な豊かな時間・空間・仲間が奪われています。

私たち大人は子どもたちに「豊かな子ども時代」を保障しなければなりません。こうしたさまざまな問題状況の中で生きてく親と子どもたちの実態を踏まえ、一人一人の子どもにとって安心できる生活の場、働く親たちが安心して子どもを託せる学童保育を作っていくことがますます必要となっています。

(3) 学童保育の課題

(A) 新設・増設を推進すること

2003年5月1日現在、学童保育は2,320市町村に13,797ヶ所となり、この5年間で4,200箇所増加し、この2年間は毎年約1,000箇所増えています。しかし、学童保育の需要に対し

て不足していることから大規模学童保育と待機児問題が深刻化しています。

(B) 条件整備をすること

① 「生活の場」にふさわしくない施設

生活室・静養室・事務室・台設備は専用とする。生活室とプレイルームがそれぞれ子ども一人当たり 1.98 m²以上必要で、施設全体では 5.5 m²以上が必要です。

② 指導員の労働条件

不安定雇用で劣悪な労働条件 半日勤務（平日）、低賃金

ローテーション勤務 一人体制

公営の場合、圧倒的多くが非常勤、臨時職員・パート職員

③ 働く親の労働実態に合わない開設日（時間）

学校 5 日制実施になっても 3 割近くの市町村では土曜日を開所していません。

長期休業中の開所時間の改善。

夜間や日曜日開設を望む声もあります。

④ 低学年が対象

多くは「小学 3 年生まで」としており「高学年までの保育」の要望に十分応えていません。

（平成 10 年 4 月 9 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通達「対象児童には 10 歳を超える放課後児童も含まれる」）

⑤ 過重な父母負担

父母会が運営に責任を持っている学童保育（自治体の委託事業や補助事業、父母の共同運営）は減少傾向にあります。少ない補助金や委託料のため運営に苦勞し、バザー等の財政活動に年中追われ、その上、父母が負担する保育料は高額で入所をためらう家庭もあります。

⑥ 障害児受け入れの条件整備の立遅れ

障害を持っている子どもたちの入所の希望は強まっています。しかし、受け入れのための条件整備が進んでおらず、現場に大きな負担がかかっています。

(C) 運営形態の変化

この間、公社・社会福祉協議会が運営する学童保育が急速に増え、公営を含めると全体の 6 割になります。父母会が運営するものが顕著に少なくなり全体の 3 割を下回っています。社会福祉法人や個人に行政が委託する形態が急増しています。このことは、2003 年 6 月に地方自治法 244 条が改正され、「指定管理者制度」が導入された、今後の自治体の動向に注意しなければなりません。さらに、民間企業も感心をよせ、私立保育園が経営する学童保育もふえています。連絡協議会委託の指向や連絡協議会として N P O を取得する動きもあります。

(4) 県内の学童保育の状況

	2003年	2002年	2001年
学童保育数	533	494	444
設置市町村数	66	64	54

法制化を受けて学童日駆除の新設が急速に進んでいますが、一方、国内で初めての事例として浦安市で民間企業に委託されました。

多人数の学童保育所が増え続け、40名以上が200箇所、70名以上が25箇所あり、これまで進めてきた1小学校区1学童保育では適正規模で保育できない地域が急速に増加しています。

指導員の実態は、補助金方式や委託方式をとっている学童では、指導員を雇用している「使用者責任」にも問題があります。民営から公営化した市町村では給与が減少する場合も多く、関係者全体の合意作りをしながら大幅な改善を図ってゆく必要があります。

千葉県の単独事業は「国の補完」にとどまり、障害児一名の学童保育所への年間15万円だけで、全国他府県と比較しても低水準です。

全国的には予算措置が困難でも市町村への「指導・助言」を強めることで県内の学童保育所の拡充は進むことが実証されています。「共働」する立場を検討しながら、連携を強めてゆかなければなりません。

< 船橋市保育問題協議会 議案より抜粋 >

3. 市の動き

昨年4月に中核市になった船橋市がまずしたのは、「財政健全化プラン」の策定でした。

船橋市は法人税が少なく歳入の6割以上が市民からの税金からなっている特長があることは、誰の目にも明らかにもかかわらず、プランの前文には財政の悪化の原因を「急激な税収の落ち込み」としています。税収の落ち込みは十分に予測できることであり、対策を講じることができたはずですが、藤代市長として対策が講じることができた最大の事業は南口再開発事業です。大橋元市長がバブル時期に計画を立てたものを、バブル崩壊後に市長となった藤代市長が見直すことは十分できたにもかかわらず、ほとんど計画通りにしています。

そのほか、アンデルセン公園の拡張、ケアリハビリセンターの建設などで、平成4年度までは市債の残高は600億円台でしたが、平成16年度にはその2倍の約1,137億円となる見込みで、その返済額（交際費）は毎年130億円にもなります。

平成15年度の「包括外部監査結果報告書」でも、アンデルセン公園の拡張工事、子ども美術館の創作スタジオ、総合体育館のオーロラビジョン、南口再開発ビルの市営駐車場の利

用状況について、早急に改善見直しすべきと指摘しています。

財政難の真相は、財政予測を誤り、なおかつ大型建設をし続けていることにあります。

プランでは、財政難のもうひとつの原因に人件費とあります。人件費削減のために、公立保育園の民間委託をはじめとした福祉施設のほとんどを委託するとプランでは言っています。半世紀以上かけてつくりあげてきた公的保育制度の評価と子育て支援、地域支援など今後の公立保育園の役割にはまったく触れず、人件費削減のためだけに民間委託を進めていくという、自治体本来の業務を放棄した内容になっています。

さらに歳入増のために市民にも応分の負担をとっています。

船橋市の財政健全化プランは、小泉内閣が推し進めている医療、福祉、教育の改悪と国民負担で進めている構造改革と同じです。

これほど財政難と言いながら、財政難克服のためのプランを実行したらどれだけの財政が立ちなるのかの積算が、公表されていないように、先に結論あり、という国追随のプランであることが明白です。

プランはその内容でも大きな問題がありますが、策定までの検討内容とプランの内容についての市民合意など手続きにおいても不十分です。

藤代市長は、平成16年度の市政執行方針で引き続き「福祉の充実」を4つの柱の一つとしています。その中で、健全化プランで委託とされなかった放課後ルームのことをあげて「未来を担う子どもたちを安心して産み、育てられる環境づくりを進めてい」くとしています。学童保育連協が待機児童解消を粘り強く要求し市を動かし増設が実現しましたが、時間延長については労使合意もなく非常勤職員の増員もないまま市は広報で発表しこの4月に強行しました。

福祉の充実と言いながら、極力人件費を抑えたなかでの事業の拡大が行われ、真の意味での内容の向上にはつながりにくい内容となっています。

また、高齢者福祉においても待機が問題になっています。なかでも特別養護老人ホームの増設は急務の課題ですが、整備を積極的に進めるのではなく民間任せの「支援」だけと、福祉先進都市というのは実体がなく、スローガンだけになっています。